

一 農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内閣府令第十四号）

改正案	現行
<p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分）</p> <p>第五条 法第五条第四号の主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる農水産業協同組合の種類に応じ、当該各号に定める区分をいう。</p> <p>一 農林中央金庫 単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれもが、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 単体普通出資等Tier 1比率及び連結普通出資等Tier 1比率 四・五パーセント以上であること。</p> <p>ロ 単体Tier 1比率及び連結Tier 1比率 六パーセント以上であること。</p> <p>ハ 単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率 八パーセント以上であること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2 前項各号に規定する「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年／内閣府／財務省／農林水産省／令第三号）第一条第三項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十</p>	<p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分）</p> <p>第五条 法第五条第四号の主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる農水産業協同組合の種類に応じ、当該各号に定める区分をいう。</p> <p>一 農林中央金庫 単体自己資本比率及び連結自己資本比率がいずれも八パーセント以上であること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2 前項各号に規定する「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年／内閣府／財務省／農林水産省／令第三号）第一条第三項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十</p>

二年／総理府／大蔵省／農林水産省／令第十三号）第一条第三項又は水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／農林水産省／令第十五号）第三条第三項に規定する単体自己資本比率をいい、前項第一号イからハまでに規定する「単体普通出資等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第三項に規定する単体普通出資等Tier1比率、単体Tier1比率及び単体総自己資本比率をいう。

3 第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連結自己資本比率をいい、第一項第一号イからハまでに規定する「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結普通出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいう。

二年／総理府／大蔵省／農林水産省／令第十三号）第一条第三項又は水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／農林水産省／令第十五号）第三条第三項に規定する単体自己資本比率をいう。

3 第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。

二 農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府令第七号）  
農林水産省令第七号

改正案	現行
<p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分）</p> <p>第十一条 法第五条第一項第六号に規定する主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる農水産業協同組合の種類に応じ、当該各号に定める区分をいう。</p> <p>一 農林中央金庫 単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれもが、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 単体普通出資等Tier 1比率及び連結普通出資等Tier 1比率 四・五パーセント以上であること。</p> <p>ロ 単体Tier 1比率及び連結Tier 1比率 六パーセント以上であること。</p> <p>ハ 単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率 八パーセント以上であること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2 前項各号に規定する「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年／内閣府／財務省／農林水産省／令第三号）第一条第三項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十</p>	<p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分）</p> <p>第十一条 法第五条第一項第六号に規定する主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる農水産業協同組合の種類に応じ当該各号に定める区分をいう。</p> <p>一 農林中央金庫 単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上であること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2 前項各号に規定する「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年／内閣府／財務省／農林水産省／令第三号）第一条第三項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十</p>

二年／総理府／大蔵省／農林水産省／令第十三号）第一条第三項又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／農林水産省／令第十五号）第三条第三項に規定する単体自己資本比率をいい、前項第一号イからハまでに規定する「単体普通出資等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第三項に規定する単体普通出資等Tier1比率、単体Tier1比率及び単体総自己資本比率をいう。

3 第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連結自己資本比率をいい、第一項第一号イからハまでに規定する「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結普通出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいう。

二年／総理府／大蔵省／農林水産省／令第十三号）第一条第三項又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／農林水産省／令第十五号）第三条第三項に規定する単体自己資本比率をいう。

3 第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して二年を経過する日までの間における第一条の規定による改正後の農水産業  
 協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令第五条第一項第一号イ及びロの規定並びに第二条の規定による改正後の農水産業協  
 同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第十一条第一項第一号イ及びロの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の  
 区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

施行日から起算して一年を経過する 日までの期間	四・五	三・五
	六	四・五
平成二十六年三月三十一日から起算 して一年を経過する日までの期間	四・五	四
	六	五・五